

新 JIS マーク表示制度 認証取得のご案内 ～ JIS マークが変わります ～

平成16年6月改正された工業標準化法により、平成17年10月から新しい「JISマーク表示制度」がスタートしました。これにより、長年親しまれてきた従来のJISマークは、猶予期間として設定された平成20年9月30日をもって表示出来なくなり、新マーク表示となります。

旧制度 & 新制度の相違点

No.	項目	旧制度	新制度
1	申請者	製造業者、加工業者	左に加え、販売業者、輸出入業者
2	申請対象	指定商品 (※国が指定する鉱工業品)	JIS製品規格が整備されている全ての製品
3	認証者	国又は指定認定機関	国に登録された認証機関
4	認証方法	工場ごとの品質管理体制の審査	左に加え、製品試験による製品のJIS適合性の審査
5	審査基準	国が定めた品質管理体制の基準 + 該当JIS	登録認証機関が定めた審査の基準 + 該当JIS
6	認証取得後の処置	指定検査機関による公示検査	登録認証機関による認証維持審査
7	生産	平成20年9月末まで	認定番号取得後*
8	マーク		

*当社10月出荷品より新マークへ切替、9月末出荷品まで旧制度のマーク表示となります。

【ご注意】

既に製作済みで、流通中製品（商社様が保有する在庫品など）は、猶予期限後も販売可能です。

但し、未使用の在庫品など、「目盛板を旧JISマーク品から新JISマーク品に交換することは出来ません。」



